

健康食品による健康被害事例検討会開催要領

1 趣旨・目的

近年、健康に対する国民の関心の高まり等を受け、多種多様な健康食品が販売され、需要が拡大している一方で、健康食品による健康被害の増加及び多様化が懸念されており、行政においてはこれに対する迅速かつ的確な対応を行うことが求められているところである。

このため、臨床医等を中心とした専門家の参画する検討会を設け、健康被害事例の発生等に際し必要に応じてメンバーを招集し、個別の発生事例に対して迅速かつ的確な対応を行うため、専門的見地からご意見を伺うこととする。

2 検討事項

- (1) 健康食品による健康被害事例に関する具体的な対応について
- (2) その他

3 構成

- (1) 検討会は、検討会メンバーのうち、都道府県等から報告された健康被害事例等の内容に関して専門的知識を持った者を招集して開催する。
- (2) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、検討会メンバーの中から座長代理を指名する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (5) 検討会は、必要に応じて、メンバー以外の者の意見を聞くことができる。
- (6) 検討会の意見は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部に報告するものとする。

4 運営

- (1) 検討会は、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が、臨床医、臨床薬剤師等の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室が行う。
- (3) 検討会は、健康被害に関する具体的な事例に基づく検討を行うことから、公開することにより、因果関係が明確でない段階で製品名及び被害者の個人情報に係る事項が開示され、特定の者に不当な不利益をもたらすおそれがあるほか、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があることから、原則非公開とする。